

黒住教葬祭式
卷之上

特35

853

013968-001-1

特35-853

黒住教葬祭式

片岡 正占/編

1冊(上49丁)

M22

ABB-0213



黑住教管長黑住宗篤閱
大教正五位蘇下景端訂正
權中教正片岡正石編輯

上之卷

黑住教空祭式

明治廿年七月廿日成

本部藏



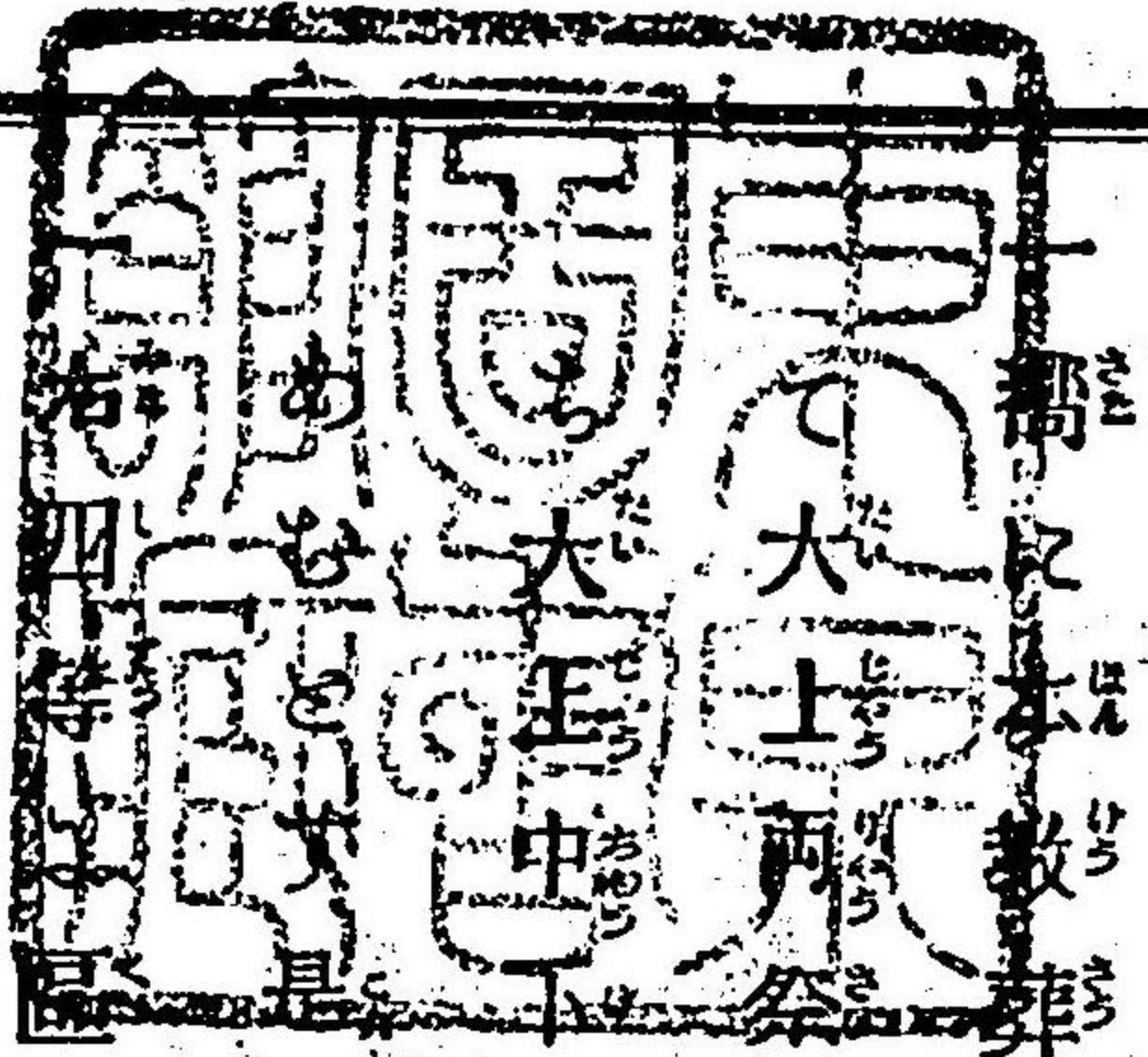
特35

853

12/11/25/22

例言

本式の心得



一 本式に本教葬祭畧式の編輯あれども所謂畧式なるを以ては用ゐる難きが故に今回其式を四等に分け組織を以て喪家且教師の都合を得とし本書を編述せる所以あり

るを以て列の進退増減は立てしかど概列なれば猶喪家の都合を以て葬具祭具等の精粗多少は時宜に從ふべし



一書中祭式よ本義と畧儀との別を立てたり、其一二の例
を擧れば、遷魂式と發葬式との區別是なり、遷魂式と發
葬式とは同時の執行はざるが本義あり、然るを喪家の
都合を以て遷魂發葬兩式を同時に爲る者あり、是は畧
儀なり、又入棺式よ付き棺に寢棺坐棺に二種あり、寢棺
は本義にして、坐棺は畧儀なるの類是なる、自餘は之に
准ひて弁知すべし、

一式とは儀容更まれる名稱あり、所謂行儀なり、儀容とは
吾人對面する時には、互ひに其身其心をも改め正して
應答を爲す是を式と云ふ、然れば神人不二の神理を以

て神と人と對合するにも儀容なかる可らざるは、是故に葬
祭式にも式なかる可らざる所以あり、

一 下卷祭文中、祝詞と題したるは神と對ひて奏上詞な
り、告辭と記せるは、靈魂よ告るが故なり、又詞とれみ書
たるあり、遷魂詞發葬詞誄詞の類是か、是も同義なり、
併し只詞とのみ云ふ時は、説と云ふ意こそれ、譬は、誄
詞の如し、死者在世中の功績善行美事を列記して、其靈
魂と對ひ説く詞と云ふ意なり、依て其死者有功無功貴
賤上下老幼各異なるを以て數章次編述せり、其章々を
熟視して、誤謬ぞらむ事を諒せよ

一 祭式中より、祓式又十日祭式等を擧て、二十日祭三十日の祭式を記述せず、又式年正辰春秋祭等も外式に準據して執行せらるが故に略せり

一 此書は童幼婦女と雖ども、解し易からしめむが爲に、務めて文章の体格を略述し且字傍に平假字片假字を附したり、請ふ識者鄙言拙文なるを捨て雖ども道理を取りて、其用に宛られむことを、

明治二十二年二月

編者識

黒住教葬祭式上卷

黒住教管長 黒住宗篤 閱
大教正五位 森下景端 訂正
權中教 正片岡正 占編輯

葬禮は人生の終焉登天歸地の大禮にして重典なれば喪家之を忽緒に爲べからざるは云ふを俟ざるなりされば喪家は之を神道教師に依頼して追慕の敬禮を竭し懇切に執行すべし又依頼せらるる教師も亦之を受れば懇篤輕慢なく諸事之を取扱ふべし依て其葬禮の旨要を標記し以て喪家と教師とに示す各自注意して粗漏なからむことを要す

一本教教師教徒は豫て了知るゝ如く第三版教規細則第五章第十二條の趣旨を躰し病者あらば先之に醫藥治療の欠べからざることと了得加ふるに教祖神直授の神傳を以て禁厭を施し心力を盡すといへども其靈驗なき時は天命と覺悟し人生の終焉たる道理を辨知して左の取扱を爲すべし

一病者危篤とならば病牀の内外を安靜にして病者の心神をして正念を失はざる様注意すべし

一病者息絶なば哀を擧げ一家内の者男女とも皆質素の服を着し華飾をさるべし親族の中禮を知たる者相禮

者と爲りて喪事々務此事を掌るべし親族朋友等に訃告及棺葬具等を調ふる事皆相禮者の處分を聞くべし

一病者命終れる後といへども病牀の儘二十四時間は納棺すべから〔納棺せぬは蘇生もや有らむと思ふが故なり〕

但禁厭者醫師親族者死者の傍に伺候すべきが本義なれども時宜に従ふべし

一死者の遺體は務めて多く揺動べからず沐浴は爲さるが本義かり若汗垢あらば濡巾を以て能く面部を始め身体を拭ふべし髪を理むるは妨げをいとといへども爪は剪るべからず綿巾を以て首を包み絞を布て其上

に慈はしめ四隅を取て之を包み舉て棺中に納むべし
但新衣帶及襪を着け又は禮服等を着さすべきが本
体おれども少略すれば該雛形を棺中に入れ置く
も妨げなし

一死者に着せしむる衣服は男女とも新衣に帶を着け面
部を覆ひ臥たる儘(坐棺ならば端坐の儘)衾褥に包み棺
中に斂むるをよしとす

但棺中に收むる物品脱齒齋緒其外現世中愛玩せし
物を納むべしと雖ども金銀銅錢の類は用捨すべ
し

一棺内に納むべき物畢りなば徐々に蓋となし釘をしめ
合目に澁青を塗りおくべし

一納棺竟れば一間を構へ屏風を建回し傍に守刀を置き
其棺前に机を据え御酒洗米盥水其外其家々の分限に
應じて供物を爲すべし

但遺體の臭氣を避んが爲に香または線香を燒くべ
し夜に入らば燈火を點せし

一病者歸幽の由を其地方の所轄役場へ定規の通り届け
出づへし又成規の通り教師出張願も必書面を以て申
出へし

但本部各所講其所屬の教師に依頼すへし又は喪家の都合により他の教師を頼む事あらば所屬教師に照會すへし

一教師至らば先其家の尊卑分限に應じ等差〔大上中〕次議定し葬具等の増減其制に従ひ之を調理せむむへしまた入棺發葬の時日墓地区域を速かに定むへし

但棺の造り方は其家々分限に應じて或は二重又は三重五重七重にても好みに任すへし又葬儀は現世永遠の離別なるが故に教師篤く注意し喪家を以て遺憾無からむめむことを要す

一靈主及び墓標面の書式は教師の指揮を受けて認むへし
一靈號は齋主の撰定を請ふへし決して他人の僭稱自己の杜撰を爲すべからず

一招魂は其祭具調進を急に成るべく早く行ふべきを本義とす然れども喪家乃都合にまかすへし

一誄詞を死者に告すは招魂以前に執行すへし

一喪主は父母の喪には長子の勤むるが至當也妻子兄弟姊妹其他附籍たりとも血脉の遠近を問はず戸主は喪主たるへし

但事故あるか又獨身にて相続人之なき死者は生前

特に懇親にせよ者代理たるへし

- 一 歸幽の旨を本部また各所講各地附屬に従ひ通達を教祖大神を祭祀し歸幽奏上式を執行し幽冥の救護を仰ぐへし該祭には忌服なき親族必ち参拜すへし
- 一 喪主は喪服を着するを本義とす然れども止むを得ざれば通常服を用ゐへし親族及び従者等又家人等も相當に衣服を着すへし
- 一 殯夫は白丁烏帽子を着すへしと雖ども略すれば袴のみにては苦みからせ
- 一 吊客に茶飯をすゝむるは外來を謝し勞を慰むる禮か

れば喪家應分の設をかすへしと雖ども來吊するもの滋味を食ふて快樂を爲すへき時にあらざれば決して珍味を以てしてなすべからせ

- 一 招魂式を行ふ後は發葬の時迄饌を備へて祭るへし但其家々乃分限に應じ供物を爲すへし
- 一 葬地を定めぬれば地鎮祭を行ふへし是は新墓地を定めし時なり舊來の墓地あれば地鎮祭は執行せしと雖ども妨な

- 一 但地鎮祭を執行する時は忌服なき親族参向すへし
- 一 新舊共に墓地を定めたる上は塋を掘るへし塋は深き

とよまんとす墳の旋巡には幕を張る竹を四方にたて注連繩をはさたくへと

但堅固にする時は墳中を石構にすることもあるし

一棺は寢棺を本義とひまかれども喪家れ都合による坐棺に造くても妨げある

一入棺は喪主を初じめ親族れ者取扱ふへと雖ども其家々の都合により介添を仕ふこともあるへと

一忌明に至らば速かに靈舎へ合祀すへと
但忌明は五十一日目を本義とす

教師心得

一喪家より歸幽の旨を告來り葬儀を依頼すれば本部は大教會所各地方は其所講に於て先教祖大神を祭祀し歸幽奏上式を執行し死者の靈魂の爲に幽冥れ神助を仰ぐへと

但此時喪家に告て忌服なき親族をよて参拜なきしむへし又喪家の都合より依り埋葬後と雖ども必だ執行すべし然る時は教師出張以前に其旨を本部〔所〕に申し出へし

一奏上式畢れば速かに喪家に到り葬儀れ等差〔中大下〕と喪

家の相禮者に譲り發葬の時日及祭員の多少を定め祭具葬具等を調造すへき物品を示し諸事遺漏なく注意して指揮すへし

但等級を定むれば行列書を認むへし

一 祭員は死者現世中の汚穢を祓除靈魂をして幽冥乃神徳に預らしめ永遠不滅の神と成りて該家を守護たらしむ事を祈願し死者の靈魂に満足を得さしむる祭儀を行ふ者なり故に其禮式を懇篤に誠敬を竭し教祖大神に祈請し靈魂を慰め元々元々處に安鎮なさしむるを至要とし且遺族を扶けて哀情を慰ましめ遺憾な

らむむへし其他百事注意して鄭重に執行すへし

一 喪家の貧富貴賤に應じて祭式を整畧有りと雖ども固より死者の靈魂を安鎮し遺族の心を慰むるに於ては差異なき様に祀を執行すへし

一 祭員は遺族の哀情を扶けて慎終追慕大禮を勤むる身なれば万事心を付て鹿漏なきを至要とすへし

一 祭員六級以上は齋服冠着用するを本儀とす

但喪家の都合にて畧するときは狩衣立烏帽子にても妨げなき

一同七級以下從大講義は淨衣正服たりと雖ども畧式は直

垂を用ゐるも妨げなし

一 葬儀に臨み若異變にて死にたる者と認むる時は其筋へ報知し其次第を明瞭にし傳染病ならば消毒豫防に従事し輕忽おきやう百事注意すへし

一 遷魂式は歸幽奏上式を執行して遷魂を安鎮し遺族の目的を定むへしといへども大上葬式に於ては歸幽の日よる發葬日迄は素より數日間あるへければ遷魂式は前日に爲すを本儀とす若葬家此都合に依て發葬の同日に爲るも妨げおし猶中葬下葬も之にならへ

但葬儀の日と別にして遷魂式を執行する時は發葬

此日迄毎日相當の饌を具へて祭祀し遺族として拜を爲さしむへし

一 祭員大上葬以上は

齋主副齋主祓主典禮手長頭傳供係贊者後取解除係樂人等あり

一 中葬は齋主祓主手長贊者後取解除係等あり

一 下葬は齋主其他祭員は時宜に應じて用るべし

但如此三等に別つと雖ども其場に臨み増減するは勝手たるべし

齋主 祭事一切此事を總理す

副齋主	齋主を輔けて祭事を掌る
祓主	喪儀に關係らば專祓事を掌る
典禮	禮式を整へ祭事を監督す
手長頭	饌物を供徹する事を要す
傳供係	手長頭を賛げ供徹する事を掌る
賛者	典禮を輔けて禮式を監す
後取	齋主祓主を隨ひ祭文告辭玉串等々取扱ふ事を要す
解除係	祓主を輔けて盥水大麻等々事に預る

但大上中下によりて人員の増減あるべし

樂人 奏樂乃事を掌る

一 靈主は平常に愛翫せ玉玉劔鏡石の類以上非不朽の品あらば靈主と志て別に名稱を添ふべし又中葬以下も愛翫物あらば同上たるへし

之なき家にては名稱ばかりは勿論なり木主は檜の木を用ゐるを本儀とす

但寫眞は消滅の物なれど添れくは妨げなし

一 靈主墓標墓碑墓誌等の書式は三等に分ち左の如く記

すへし

上葬以上靈主書式

故〔贈〕官職位爵苗字某命靈主

但謚号あらば何某所に挿入すへし

裏面

年号何年何月何日生

同 何年何月何日歿及年齢

但歿の字は貴賤上下の差別なく用ゐるがれども
等差を區別するときは三位以上に薨五位以上
に卒六位以下無位の士民迄は死と記すへし女

は左の通表面に里方の氏名を入れ裏面には何
苗字何某妻又妻ならば(妻)と書へし

故苗字氏何比賣靈主

裏面

年号何年何月何日生

年号何年何月何日歿

但妻妾の二字は貴賤上下の差別なく用ゐれども
等差を區別すれば五位以上の嫡妻を室と書き
妾を側室と記すべし六位以下士民は妻妾と
すべし教師六級以上 但權少信教以上も之に

准^{じゆん}ぶべし

故〔贈〕何教正苗字何某命靈主

故〔贈〕何信教苗字何某命靈主

裏^{うら}面^{めん}書^{しよ}式^{しき}前^{まへ}に同^{おな}じ依^よて是^{こゝ}に畧^{りやく}す以下^{いひか}之^{こゝ}に准^{じゆん}へ

中^{ちゆう}葬^{さう}靈^{りやう}主^{しゆ}書^{しよ}式^{しき}

故何職^{しやく}位^い爵^{くわく}苗字何某比古靈主

故〔贈〕何講義苗字何某大人靈主

故〔贈〕何信徒苗字何某比古靈主

故〔贈〕何^職級^{きゆう}苗字何某比賣靈主

但^{たゞ}教^{きやう}級^{きゆう}有^あるし死^し者^{しや}贈^{くわう}職^{しやく}有^あらば級^{きゆう}名^なを刪^{せん}除^{じゆ}し職^{しやく}名^な

に換^かふるも妨^{たが}げらるし無^む職^{しやく}無^む級^{きゆう}の^の人^{ひと}は左^{ひだり}の書^{しよ}式^{しき}

に記^しさべし

故苗字何某比古靈主

故苗字何某比賣靈主

下^か葬^{さう}靈^{りやう}主^{しゆ}書^{しよ}式^{しき}

^{三級信徒より}
^{級外二等まで}

故〔贈〕^{訓導}苗字何某比古靈主

故〔贈〕何級信徒苗字何某比古靈主

故苗字何某比古靈主

故苗字何某比賣靈主

但十五年以下七年迄の男女子は上中下の差別な

く左の如く書くべし

故苗字何某郎郎子子靈主

但七年未滿の男子は左の如く書くべし

故苗字何某稚稚子子靈主

年号何何年月日歿何某長男長女と記すべし

墓碑書式

故贈官位爵苗字何某之奥津城又墳墓

但墓碑之に准へ裏面書式は靈主の書式に同じ

尤死者の履歴等記載する奥津城からば生死年

齡等は文中に書加ふるが故に別に記入するに

及ばず中葬以下も何某大人産比古比古郎子等の下に

奥津城又墳墓等の字に換ふるのみ依て此所に

贅せ

銘旗書式

故贈官位爵苗字何某之柩

右は上中下の差別なく書く義に異体無ければ

是例に准へ旗の地合は白羽二重白絹本綿麻布

等喪家の分限に應じて製るべし猶飲食具葬具祭

具行列等の事は附録に就て見るべし

○歸幽奏上式

歸幽奏上は貴賤上下賢愚男女の差別なく教祖大神
に奏上死者生前乃汚穢を祓へ幽冥の神助を祈仰る
儀式に志して死者の靈魂を安鎮するに最も緊要なる
祭事なり

○當日神前と装束す

先 祭員一同着坐

次 祓主案前に進み祓戸大神を遙拜す

次 一拜拍手 一同拜伏

次 祓詞を奏す 日

次 盥水行事

次 大麻行事 但解除係之を務む

次 祓座を撤す

次 齋主神前に進み着坐 以下應之

次 齋主祓候し畢て復坐

次 供饌

次 神事を唱ふ 一同應之

次 祝詞を奏す 日 一同平伏

次 撤饌

次 退下

此式に参拜する人は喪家の親族にして忌服なき

者立會べし

○地鎮式

此式は墓地を定め墳を掘る初めに其旨を地主神に告る祭式なり此時も喪家の親族にして忌服なき人立會すべし

先墓地の四隅に忌竹を立て注連繩を引廻し木綿を垂て中央に薦を敷き高案を構へ神をたて神籬とし前に案を置き神供の臺とす敷設畢れば祭式をはじむべし
但祓式は歸幽奏上式に同志依て之を畧す

先祭員一同着床

次 齋主神籬に前に進み再拜短手竟て復床

次 供饌

次 神言を唱ふ

次 祭文を讀む

四

一同拜伏

次 再拜短手

一同應之

次 撤饌

次 神籬を撤す

次 退下

但右兩式は相當なる供物に正略法を設け執行す

へし

○戒諭式

此式は喪主及び家族親族等の方向を定めしめて追慕れ心得を示すが故なれば葬儀に着手せぬ以前に執行すへし

但齋主は傍坐するのみにて副齋主戒諭文を朗讀するを本義とす中葬以下は齋主之を勤むへし

先 正副齋主を始め殯斂の前より着坐

次 副齋主殯斂の前に進み一揖側面に就く

次 喪主以下着坐

次 戒諭文を朗讀し畢て復坐 五

次 退下

○誄詞式

歛具調進畢り時刻至れば先喪主を始め家族親戚侍

者等禮服を着し盥嗽き遺體に對ひ一揖すへし

先 齋主を始め祭員殯斂の前に着坐喪主以下全上

次 齋主殯斂の前に進み再拜

次 誄詞を告ぐ 六 空より空迄

次 再拜短手

次 喪主以下拜禮

次 祭員一同拜禮

但し誄詞は喪主又は親戚の人讀むを本義とす然れども齋主に依頼する事あらば之を勤むへと

○祓式

喪家ハ神檀之間にて執行するを本義とす但し喪家の都合による止むを得されば遺体を置く所に於て行ふも妨げなし然る時は祓式の装束敷設を爲す以前に鹽水大麻を以て其構場所を清むへし装束敷設は神籬高案(八足)鹽水大麻供饌等を爲すが本義なれども喪家の都合による遙拜のみにてても苦しからざる自餘ハ祓式も之に准ふ

先 祭員一同着坐

次 降神行事 此間管攝

次 神饌を供す 此間奏樂

次 祓詞を奏す 七

次 鹽水行事 係員鹽主鹽床をきよひべし

次 大麻行事 上但全

次 撤饌 此間奏樂

次 昇神行事 此間管攝

次 祓具を撤む

但し祓具は皆河海に流し捨つ又降昇神行事に管

極供徹饌に奏樂あるを本義とす然れども喪家の都合にて畧するも妨げなし

○遷魂式

此式は靈主を設けて死者の靈魂を招き鎮祭するを依て別間を洒掃し其間の上座に靈床を設け置き靈移の後靈主を移す坐となすべし又殯斂の前に白麻白木綿又は薦を敷き高案に靈主を安置し左右に神を立て五色絹又は紅白の絹畧すれば紙にても下垂を着け「大上葬」からは鏡劍玉を着く「高案」上に構ふへし又は花瓶に時花之をかき時は造花を建つるも

先 妨げおし祭式の大小正畧に依て増減すべし
齋主々神の前に進み一揖

次 遷魂奏上詞を奏し 八

次 再拜短手

次 退下

次 齋主を始め喪主以下殯斂の前に着坐

次 齋主殯斂乃前に進み一揖

次 靈主代扉を開た遺体に對して据れく

次 齋主再拜招魂詞を告ぐ 九 此間管極

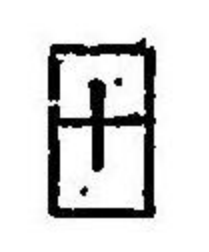
次 齋主靈主の向きを替へ前に置く

次 再拜短手

次 供饌

此間奏樂

次 遷魂祭詞を告ぐ



此間奏樂

次 齋主玉串を奠す

此間奏樂

次 喪主親族玉串を奠す

此間奏樂

次 祭員一同拜禮

此間奏樂

次 撤饌

此間奏樂

次 齋主靈主の扉を開づ

此間奏樂

次 副齋主靈主を捧げて靈牀に移す

此間奏樂

次 靈主安坐訖れば供饌すへし

但し靈牀前に眞神を立て五色絹又畧すれば紙に

て下垂を着くも妨げかし又花瓶に時花を挾

む尤遷魂後日を経て發葬する時は毎日其家應

分に供饌すべし畧して即日葬送する時は御酒

洗米等を供て發葬の時刻をまつべし又副齋主

無き中葬以下は靈主を靈牀に移すは齋主兼務

すべし以上の式畢れば

○大上葬入棺式
先 遺體を棺に納む

但衣服は白綸子白綾白縮緬白絹木綿杯其喪家應

分の物を服すべし

次

棺内に褥を敷き面部に白絹を覆ひ新衾を以て絹白遺

體を包み靜かに棺中に納め充袋香粉穀石灰を以て遺

體の動ざるやうに詰むべし寢棺からは枕を据え仰

向に臥さしむ坐棺ならば衾を省くも妨げなま

但棺内に納むる物品は筆墨硯紙其他生前に愛翫

せし品又脱齒齋緒等金銀銅鉄の制物は用

捨すべし納むべき物竟るかば蓋を覆ひ釘打

合目に瀝青を塗りたくべし

次

棺を槨に納む納免畢らば正坐に登子を構へ棺を据

え其上に墓誌を置き襲衣錦綾緞子白絹をかけて安置

す置様は死者の面部を前麻木綿の類の類向けむが爲に前字を記

しれくへし寢棺ならば足の方を棺面とすべし

次

○發葬式

此式は葬日遺體を埋葬地に送るが爲に出棺前に於

て其理由を靈主に告げ又遺體の分魂にも申し人生

永遠別の式なれば哀情を察知し懇切に執行すべし

先

齋主を始め靈前に着坐

次

喪主家族親族着坐

次 齋主靈主の前に進み再拜短手開扉 此間奏樂
 次 供饌 此間奏樂
 次 齋主靈主の前に進み再拜
 次 靈主告辭 十一
 次 撤饌 此間奏樂
 次 閉扉 此間奏樂
 次 退下
 次 齋主棺前に着坐
 次 一同從之
 次 喪主以下着坐

次 齋主棺の前に進み再拜短手
 次 供饌 此間奏樂
 次 齋主發葬詞を告ぐ 十二
 次 玉申行事 此間奏樂
 次 喪主家族親族玉申 此間奏樂
 次 祭員一同 此間奏樂
 次 撤饌 此間奏樂
 次 齋主を始め起坐
 次 喪主家族親族棺前に進み一楯側に侍坐す
 右は遷魂式と發葬とを同日にせざる式にして之

と本義とす又遷魂と發送と同日にするは暑式なれども喪家の都合にて兩式を同日に執行する時は左の式に従ふべし

先 齋主を始め棺前に着坐

次 喪主家族親族着坐

次 齋主棺前より進み再拜短手

次 供饌

次 齋主發葬の詞を告ぐ 十三

次 徹饌

次 齋主以下起坐

此間奏樂

此間奏樂

次 喪主家族親族棺前より進み一楫側より侍坐す

次 典禮正列係兼執務者行列附を讀み各員携ふべき品物を授け庭上より列を立てしむ

但夜中ならば門内外庭上より燎火を燃く又は灯燈

を點すべし

次 出棺

此時樂を奏す棺は玄關又は露地内より大鑿より据え屋を覆ひ装飾竟れば舁人進み黙拜して舁出す

○葬場式

葬祭所より於て埋葬前より行ふ式なり葬家の都合より

り豫て設立したる葬祭所の外壙の前又便宜の地にて行ふも適宜たるべし
葬祭所の四方より忌竹を立て注連繩を曳廻らし木綿を垂て正面の門の左右より大神より五色絹を着け祭場の地よりは薦を置き正面の上壇よりはひもろぎをたて其下壇左右より大神を立て五色絹より鏡剣玉を着くべし庭上より発子を置き棺を据る所とす
行列近づけば樂を奏す着棺すれば門外より出迎ふ葬場詰の祭員前導して棺を發子より据さしむ
但此時典禮正列係より令して銘旗墓標其他の葬具

先

等を便宜の所より立さしむ備櫃は幄内より屏を据齋主祭員着すれば典禮の案内を待て各々着床す夜中ならば燦火灯燈等を點せ

次 奏樂

次 齋主を始め着床

次 喪主親族着床

次 正副齋主棺前より進み一揖

次 前扉を開き一揖して復榻

但外柳宮作よて扉を付け内より簾及び幌を垂れたるよあらざれば此條を畧す

次 供饌

此間奏樂

次 齋主棺前より進み再拜

次 安命詞を告ぐ 十三

次 齋主奉幣

但後取幣を取て齋主より出す

次 喪主親族玉串を奠す

次 會葬人玉串を奠す

但當日祭より預らざして來吊拜禮爲むとする者あらば親族畢る後吊詞を讀むべし

此間奏樂

次 撤饌

此時玉串より撤へし

此間奏樂

次 再拜短手

次 閉扉

此間奏樂

次 退下

但此葬場式曠地より行はゞ直埋葬式を執行ふべし

小畧すれば居宅にて行ふも妨なく齋主は埋

葬の場に關係なきが故に曠地に到らざるも妨

げなし

○埋葬式

此式は喪主を始め親族及び家人等々專行ふ所なり

と雖も祭員其場に臨みて埋葬詞を告ぐべし葬祭所

と埋葬地と距離あらば行列其所に到着すれば祭員
墳區係出迎へ先導して棺を墳前に据ゑ喪主及び親
族家人又會葬人等各標木を立て其所を區別し扣所
とすべし

先 祭員墳區係及喪主親族會葬人墳場に来る

次 副齋主棺前に進み埋葬詞を告ぐ 十四

次 再拜短手 一同應之

次 棺を墳に移す

但此時喪主親族手を添ふ墳區係よく注目して輕
忽なる事なからしむべし

次 副齋主切麻を墳内に投散すべし

次 喪主親族土を撥む

次 墳區係墓誌を收め土工をして埋めしむ

次 墓標を建て銘旗を立つるも妨げなし

次 四面に垣を周らし注連繩を曳廻し正面に鳥居を造

る左右に木燈籠を立て眞神其他の葬具を陳列し式
畢らば不用品は取除べし

次 副齋主墓標前より進み再拜短手

次 喪主親族拜禮

次 會葬人一同拜禮

但墓守をして侍衛せしめ夜は點燈及庭燎を焚か
しむべし

○清祓式

此式は出棺後祓主及び解除係家より留りて執行ふ
該家内總て葬儀の關係せる祭員其他一同を清め
祓ふか爲なり故に死者に就きて汚物乃殘れるあら
ば掃除して清潔な爲し水火を改め祓主を始め一同
沐浴すべしと雖ども略すれば手洗ひ口嗽き然る後
平常の構へたる神床又は便宜の間よて祓坐を設く
べし

先 祓場を設くる事常の如し

次 祓主及係員着坐

次 祓主案前より進み遙拜す

次 祓詞を讀む 十五

次 鹽水行事

次 大麻行事

但解除係之を勤む祭員及家人家内の間毎を清む
又葬送より歸れば各員を祓ひ清めて門内に入
る又時宜よよめて沐浴することもあるべし

○家祭式

此式は葬儀済上執行する祭典なり依て清祓の後
よ行ふなり

但葬家の都合より埋葬の翌日より爲すも妨げも

先 齋主を始め一同着坐

次 喪主及親族着坐

次 齋主靈前より進み再拜短手

次 開扉

次 供饌

但親族其他の人より備品あらば別案を構へ供ふ

此間奏樂

此間奏樂

此間奏樂

此間奏樂

へし

次 齋主靈前に告辭 田

次 再拜短手

次 齋主以下神音を唱ふ

次 齋主玉串を奠す

次 喪主及親族玉串を奠す

次 祭員一同拜禮

次 撤饌

但喪家の都合により猶豫することもあるべし

次 齋主靈前に進み再拜短手

此間奏樂

此間奏樂

此間奏樂

次 閉扉

此間奏樂

但玉串供饌共其儘猶豫する時は閉扉を爲さる
次 退下

但靈前の裝飾は五十日祭迄は其儘に置くべし又
時の花の類は時々指替へし

○ 毎十日祭式 自十日至五十日

歸幽の日より十日毎に祭員喪家に到り祭る式なる
但五十日百日祭迄は毎日家族に於て相應の饌物
を供へ十日毎に祭員を請して祭るべし齋式は
家齋式に同じ依て是に略ぶさつ毎旦暮喪主及

家族等禮拜するには靈拜詞を申し死者の爲に
教祖大神の神助を請ひ輕忽あからしむべし

○ 五十日祭式

是迄五十日よ至れば忌明と稱へ清祓を爲し新靈主
を家廟へ合祀る事世間通常と成りたれども本教よ
於ては満日迄は忌あるが故よ通常五十日祭を執行
し五十一日を以て忌明清祓並合祀式を執行する
を本義とす祭式は毎十日祭よ同じけれども十日よ
り四十日祭迄供物又奏樂等を畧す時は五十日よは
丁嚙よ執行すべし

○忌明清祓式

早旦（一日五十日）家内を掃除し水火を改め髪を理め爪を剪り沐浴訖れば祓坐を設くる事前より同じ但其家々の都合より依れば五十日祭を本日より合併して執行するも妨げあり

先 齋主を始め祓坐より着く

次 家主及親族家人坐より着く

次 盥水行事

次 大麻行事

但祓所及び家内の間毎を祓清む

次 祓主案前より進み祓戸神を招降す此間管絃

次 供饌 此間奏樂

次 祓主祝詞を申す 廿四

次 解除係切麻を祭員及家主親族より授く各自順次に之を取て拂ふべし

次 但左右と三度拂ふべし

次 解除係切麻盥水を以て其家の内外を清む

次 撤饌 此間奏樂

次 祓主祓戸神を送昇す 此間奏樂

次 祓具を撤す

次 退下

○家廟合祀式

此式は五十日祭訖りたる翌日執行すべし新靈主と
 祖先の靈舎に合祀ると云ふ先靈舎の前より木綿（又薦）
 を敷き鏡劔玉を着け左右に立て又神（又木綿）を垂て
 其間の四隅に立て注連繩を曳回らすが裝飾付あ
 れども該家々の分限に任せ適宜に爲さしむべし
 先 齋主を始め家主及親族着坐す
 次 齋主靈舎の前に進み再拜短手
 次 家廟に對ひ合祀の旨を告ぐ 甲五

次 新靈主の前一同着坐す

次 齋主靈前に進み再拜

次 動坐（目）の旨を告ぐ 甲六

次 再拜短手 一同應之

次 副齋主靈主と捧げて靈舎に移す此間奏樂

次 開扉 此間奏樂

次 供饌 此間奏樂

次 齋主靈舎の前に進み再拜

次 安鎮詞を告ぐ 甲七

次 一拜拍手

次 神言を唱ふ

一同連聲

次 齋主玉串を奠す

此間奏樂

次 家主及び親族玉串を奠す

此間奏樂

次 撒饌

此間奏樂

次 閉扉

此間奏樂

次 再拜短手

次 退下

○百日祭式

此式は五十日祭と同じ依て之を畧す本日は墓標を
除け墓碑を建つべし事故有りて後るとも一周年祭

の期は過す可らば借奥津城を造る形は土を圓形に
築立其廻りを取石にて丸く築上頂上に芝草を植る墓碑
を建つべし又松樹の類を植るもよし然る時は墓碑
を前よ建つべし又植木あくして墓碑の建つ事も
あるべし

先 齋主墓標の前に進み一拜

次 告文を讀む 四共

次 再拜短手

次 墓碑を建つ

次 齋主並家主及親族拜禮

次 退下 是條迄は上葬式の順次あり

○靈舎合祀式 此式は百日祭後に執行すべし事故有ば春秋皇靈祭には必執行すべし

此式は各所講社の神殿の側に鎮祭せる祖靈舎の靈主を安置するを云ふ安鎮するには必教祖大神に依頼せざる可らむ故に歸幽すれば先其旨を上奏し後に葬祭を行ふ故に此時も上奏し益靈魂安撫の神助を祈請奉り然て後靈祭を執行すべし式は歸幽奏上式に同じきを以て此所に署す此理由ある事を了得て神祭式を履行する家に於ては該家の靈舎にも教祖神の神号を必鎮祭するを本義とす 教祖神々々

前の式訖れば

先 齋主を始め齋員並家主親族祖靈舎の前に着坐

次 齋主祖靈舎の前に進み再拜

次 開扉 此間奏樂

是より前新靈主を祖靈舎の正面に据置く

次 齋主諸靈主に加列の詞を告す 三十

次 齋主新靈主を靈舎の内に安置す 此間奏樂

次 再拜短手 一同應之

次 供饌 此間奏樂

次 新靈主に告辭 卅一

次 神言を唱ふ

次 齋主玉串を奠す

次 家主及親族玉串を奠す

次 齋員拜禮

次 撤饌

次 閉扉

次 退下

○ 墓所式

此間奏樂

此間奏樂

此間奏樂

此間奏樂

此式は家廟合祀式畢りて後執行すべし然れども本日混雜あれば翌日に至りて執行するも妨げあし前

以て墓域を掃除し假屋を構へ祭具等を用意あし置
くべし當日早旦墓前に案を設け薦をしき置べし家
主及親族参向の上墓守に令て供物を調へ盥水又時
花あらば竹筒にさして供ふべし

但此時祭員全行すべし

先 齋主は又祭員墓前より進み再拜

次 供饌

次 祭文を讀む

次 家主及親族順次に玉串を奠し拜禮すべし

次 撤饌

次
退下

○ 中葬祭式

中下両葬式に於ても大上葬両式に準據て歸幽地鎮
戒諭祓遷魂入棺と順次より執行するを本義とす然れ
ども中下の両式は日數且時間等を厭ふが故に畧法
を以て左記の通りよあすと雖ども成るべくは大上
葬両式に倣ひ取扱ひあらむことを希望す

○ 戒諭式

大上葬に異あらざれども只戒諭文を朗讀する齋
主の任とするのと

○ 誄詞式

大上葬だいじょうさうと同じ

○祓式はらひしき

先 祓主はらひぬし祓戸はらひど大神おほがみを遙拜とほやうす

次 祓詞はらひことばを讀む

次 盥水うづみづ行事こうじ

次 大麻おほほろ行事こうじ

次 祓具はらひぐを撤はらす

次 退下ひろが

○遷魂式せんこんしき

裝飾さうじは當りて眞神まがみは着る鏡かがみ劍けん玉たまを除くの外ほか大上葬だいじょうさう

よ替かることあり

先 齋主さいしゅを始め喪主さうしゅ及親族おやうぢ殯斂いんれんの前まへは着く

次 齋主さいしゅ棺前くわんぜんに進すすむ一拜いちぱい拍手ぱくしゅ

次 靈主れいしゅの扉かどを開き遺體いたいの方かたへ向く

次 遷魂詞せんこんことばを讀む

△ 微音結
文三唱

但中葬ただちゆうさう以下いげは奏樂そうがくを畧りやくす喪家さうかの好このとあらば奏そうす

次 靈主れいしゅを正面せいめんに向く

次 再拜さいぱい短手たんて

次 齋主さいしゅ玉串たまぐしを奠たのし拜禮はいらい

次 喪主及親族會葬人順次に玉串を奠し拜禮

次 靈主の扉を閉

次 靈主を捧て靈牀に移す

次 安坐訖れば酒饌を供す 但裝飾同上

次 退下

○入棺式

遺體を棺内よ納むる作法に於ては大上葬に替る事あしと雖ども死者に着せしむる衣服白綸子白綾白縮緬の類を畧き白絹白麻木綿等を用ゐべし然れども喪家に於て着用あさしむるは妨げあし

又棺内に納むる物品も適宜たるべし墓誌も喪家の適宜たるべし

○發葬式

先 齋主を始め喪主及親族着坐

次 齋主棺前に進み再拜

次 供饌

次 發葬詞を讀む

次 玉串を奠す

次 喪主以下

次 徹饌

次 退下

次 贊者行列を整ふ

但夕あらば庭燎を燒く又た點燈を揚ぐ

次 出棺

○ 葬場式

裝飾構前より同じ五色絹を紅白絹に換用るべし外は替ることある

先 行列近づけば葬場詰の祭員出迎ふ先導して墳前に発子を搦へ棺を据さしむ

但贊者合して銘旗墓標其他葬具を便宜の所より立

と志む式畢らば取除くべし

次 齋主を始め喪主及親族會葬人着榻

次 齋主棺前より進み一揖

次 供饌

次 齋主棺前に進み再拜

次 安命詞を讀む

次 埋葬詞を讀む

次 玉串を奠す

次 喪主及親族會葬人

次 徹饌

次 退下

○埋葬式

先 祭員喪主及親族墳場に至る

次 棺を墳に移す 但此時喪主親族手を添ふ

次 贊者切麻を墳内へ投散すべし

次 喪主親族土を搔む

次 墓誌を収む

次 墓標を建つべし

但銘旗は目的の爲に立て置くも妨げあり

次 齋主墓標の前へ進み再拜短手

次 喪主親族拜禮

次 退下

○清祓式

上葬式に同じ

毎十日五十日祭式迄 同上

但裝飾付備物祭員々數を應分とするの差ひあり

○忌明清祓式

○家廟合祀式

但裝飾付の中五色絹鏡劔玉等の物品に取捨あり

のこ

○墓所式

○靈舎合祀式

○百日祭式

是條までは中葬式の大概を記せるふれと喪家の都合より上葬式の中を採用あるとも差間は之ふきあり

○下葬祭式

歸幽奏上式地鎮祭式よ中葬式よ同じ只祭員を減じ祭式を畧するまであり

○戒諭式

誄詞式 中葬式よ同じ

○祓式

中葬式よ同じ

○遷魂式

中葬式よ異らざれども供物を少畧すべし

○入棺式

中葬式に替る事ふけれと只死者に着せしむる衣

服白麻白木綿又は金巾に替ふると其他異なる事あり

○發葬式

但供物を畧す

○葬場式

埋葬式

○清祓式

家祭式毎十日五十日祭以後百日祭迄式に替る儀あり只諸事畧便に執行し喪家の煩を厭ふの事あり

○式年祭式

此式は一周年三年五年十年二十年の追祭を執行す

る式あり此式は其相當せる靈主と靈舎より家内の清所に移して祭典を執行すべし祭式は百日祭に同じし

但滿年にして祭ると本義とす又此時に當り春秋の時祭を爲さむと思はゞ合祀するも妨げあり

○正辰祭

此式は毎年死亡者の退去せし本日あるを以て靈舎に於て靈祭を執行すると云ふ教師を招待して其家主應分の祭事をあすべし

○時祭式

此式は毎年春秋二季三月春季皇靈 九月秋季皇靈祭の日先祖代々の
靈主を合祀する大祭あり

但事故あらば別日にてても苦志からせ又式年時祭
共に執行する時は先主神教祖大神を祭るべし

○例月祭式

此式は式年祭の外にして祖先歴世親族等の靈主を
合せて月並の小祭を執行する祭あり其日並は一月
一日二月二日三月三日と十二月十二日迄あり

但當日差問あらば日をかへて祭るも妨げなし供
物は適宜たるべし時の花なども供ふべし

毎日靈舎拜禮

此拜禮は朝暮怠る可らず

○本社大祭式

此式は本社に於て毎年三月廿四五兩日は教祖大神
の大祭執行の日あるを以て當日は中教會所小教會
所説教所講社等に於ても相當の御饌を供へて祭典
を執行すべし

但本社へは必参拜すべきが本義あるを以て大祭
前後日を撰びて有功の靈ども合せ祭るべし又
各信徒の邸に於ても各家靈舎に應分の饌を供

へて禮拜すべし

○各所講祭典式

先 祭員一同祓場に就く

此間奏樂

未だ奏樂之れ無地方は之を畧す

次 各信徒參拜の者着坐

次 祓主案前に進み祓戸神を遙拜す

次 祝詞を奏す 四十

次 盥水行事

次 大麻行事

次 祓具を撤す

次 齋主神前に進み再拜短手

此間奏樂

次 開扉又は捲簾

此間奏樂

次 供饌

次 神言を唱ふ

次 祝詞を奏す 四

此間奏樂

次 玉串を奠す

次 齋主諸靈舎の前に着坐

次 齋主靈舎の前に進み再拜

此間奏樂

次 開扉又は捲簾

此間奏樂

次 供饌

次 諸靈舍告辭 四十二

次 神音を唱ふ

次 齋主玉串を奠す

此間奏樂

次 各信徒玉串を奠す

次 齋員一同拜禮

此間奏樂

次 退下

○家廟巡拜式

此式は教師適宜に執行すべし

○復祭式

此式は是迄佛祭の各家改祭するを云ふ也改祭せん

と爲るには先是迄の檀寺へ成規の通り復祭通知書

を出さしめ然て後祭儀依頼の書を受手し該家に至

り祖先親族の靈主を製造其他諸祭具等とも調度あ

さしめ日を期して本人に協議の上該家に参向して

教祖神前に復祭の旨を奏上し次て佛前に復式

の次第を告げ其より招魂式を行ひ安鎮祭典式をあ

すべし以上四式を合て是を復祭式と云ふ

○復祭奏上式

此式も前條大上中下祭式に準據して執行すべし

先 當日神牀を裝飾すべし

次 神牀の正面より 教祖神々号を鎮祭と前の高案より
神籬を立つ神号なければ比毛呂木のこよても妨げ
なく

但神籬ばかりあれば招神すべし 此間管絃

次 定刻祭員一同祓場より着坐

次 戸主家族着坐

次 祓主案前に進み祓戸大神を遙拜し畢て祓詞を奏す 四十四

次 盥水行事

但神牀及靈舎靈主を清め畢て祭員を清む

次 大麻行事 同上

次 祓具を撤す

次 齋主主神の前より進み着坐

次 齋主神前より進み再拜短手

次 供饌 此間奏樂

但中等以下は奏樂は畧すも妨げあり

次 齋主を始め神言を唱ふ

次 齋主祝詞を奏す 四十五

次 玉串を奠す

次 戸主以下 同上 此間奏樂

但中等以下は齋主のみ奉奠して餘は畧しても妨

げなし

次 撤餅

但中等以下は奏樂は畧すも妨げあり

此間奏樂

次 再拜短手

次 退下

○靈舎遷魂式

先 靈舎の前より進み着坐

次 齋主佛壇の前に進み復祭告辭 四六

次 祭式係又は養老の人は養老の人は新靈主を高案より並べて佛壇の前より置

次 齋主佛前に進み靈主を靈前に向け一拜拍手

此間管絃

次 遷魂詞を告ぐ 四七

次 靈主を閉扉して正面に直す

次 齋主を始め親族再拜短手 四八

次 係員靈主を捧げ小床より移す

次 齋主を始め小床の前に着坐

次 齋主靈主の前に進み再拜短手 四九

次 開扉 五〇

但中等以下は奏樂を畧すも妨げあり 五一

次 供饌

但中等以下は奏樂を畧すも妨げあり

次 齋主鎮祭文を告ぐ [四]

次 神音を唱ふ

次 齋主玉串を奠す 此間奏樂

次 戸主家族玉串を奠す 此間奏樂

但中等以下は奏樂を畧すも妨げあり

次 祭員拜禮

次 撤饌 此間奏樂

但撤饌は猶豫するを妨げあり

次 閉扉

但閉扉も前段に准ふ

次 再拜短手

一同應之

次 退下

右復祭式は大上中下四等の差別あり其戸主の應分より任すべし

○改葬式

此式は多く官途より就き各府縣より寄留せる人又は然らざりても各家業上よりて寄留せる人々の死去遺体を假し其地に葬り置き後して本國より送達せむとする期に當り執行するをいふなり

但改葬せむとするには太政官第二十五号明治十七年十月四日達墓地埋葬規則第四條五條の準據し該所轉警署の許可を受くべし取締規則附録によりて見るべし

先墳墓の四方より竹を〔葉〕立て注連繩に下垂を着け正面

に高机を構へ荒薦を敷設す

次 祭員墓前に着く

次 齋主墓前に進み再拜短手

次 供饌

此間奏樂

次 改葬開告ぐ



次 神言を唱ふ

次 撤饌

此間奏樂

次 退下

是迄は假葬場の式なり本國に歸りて後の改葬式は次條に記す所に據て執行すべし

○本國改葬式

何國にても其寄留地より死者の遺骸歸着の上は〔海陸〕直に葬地に送り葬儀執行爲すが本義なり然れども遺族の都合によれば一應葬場より送り時日を定め執行する事もあるべし其は其時の遺族の心よ任すべ

葬儀式は寄留地に於て一應済たりと雖ども該家の都合にて再葬式を執行せんとならば前條の葬式の例に准ふべし。

先 祭員一同祖先乃墓前に着く

次 齋主(或は靈主)前に進み再拜

次 齋主改葬詞を諸靈に告ぐ

次 再拜短手 四六

次 齋主棺前より進み一拜

次 供饌

但奏樂は無くと雖ども妨げなし

此間奏樂

次 齋主棺前より進み遺体に改葬の詞を告ぐ 四九

次 齋主玉串を奠す

次 喪主以下玉串

次 會葬人拜禮

次 撤饌

次 棺を壙に移す

次 土工をして埋めしむ

次 墓誌を收む

次 墓標を建つ

次 齋主次て喪主親族拜禮

此間奏樂

次 退下

○招魂祭式

此式は軍役に戦死せし兵士の靈魂を招祭する式なり。本社は東京九段坂ふる靖國神社に鎮祭爲し給へれど、猶各府縣に設置の鎮臺并營所に於ても該所轄より出たる兵士の靈魂を招集し、毎年祭典執行する其式なり。地方に都合により本教々師を招聘し來るとき、参向して執行すべし。

當日早旦祭場内、四面に葉つき竹を立七五三繩を引廻し、中央の正面より高案を構へ、案上より神籬を据ゑ、祭典

中の靈坐とす。祓場は別所に設くる事、通常の如し。

但、祭員の着床は祭場の右に司令長次官以下は左の方

と心得べし。祓式の時もかはる事なし。

○祓式

先 司令長官を始め、祭員、祓場に進み着床。

次 祓主、案前に進み降神行事。此間管絃。

次 再拜短手。

次 供饌。此間奏樂。

次 祝詞を奏す。五十

次 盥水行事。

次 大麻行事

次 撒饌

次 昇神行事

次 祓具を撒す

次 退下

○ 祭典式

先 司令長官を始め祭員一同着床

次 齋主案前に進み再拜

次 招魂の詞を誦む

次 再拜短手

此間奏樂

此間管播

此間奏樂

此間管播

一同應之

次 傳供長以下供饌

此間奏樂

次 祭文を朗讀す

五十二

五十三

次 神言を唱ふ

次 齋主玉串を奠す

此間奏樂

次 司令長官を始め玉串を奠す

此間奏樂

次 有志者祝文詩歌等あらば朗讀すべし

次 祭員一同拜禮

次 舞を奏す

次 祭員一同幄舎に就く

次 戦士者の遺族親族拜禮

次 撤饌

此間奏樂

但吉備舞を奏する者ある時は撤饌の前より加ふべし又参拜人の都合によりざんじ猶豫するは妨げあし

次 還魂詞を誦む

此間管絃

但翌日もあらば其儘におくこともあり時宜にうたかふべし

次 再拜短手

一同應之

次 退下

